今後の河川改修工事等における護岸工法の選定について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日　　:平成11年９月３日

河　第　233　号
平成11年９月３日

各土木事務所長　様

（鳥取県）土　木　部　長

今後の河川改修工事等における護岸工法の選定について（通知）

このことについて、別添のとおり定めましたので、適切な護岸工法を選定してください。

今後の河川改修工事等に係る護岸工法の選定について

1　経緯
治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」を明確に位置付けた河川法の改正が平成９年に行われ、改正された河川法の主旨に則り、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」が平成10年に建設省防災・海岸課から示された。これにより、迅速さが要求される災害復旧事業においても、環境に配慮した工法で工事が実施されることとなった。
また、第９次治水事業７箇年計画でも「コンクリートのない川づくり」もしくは「コンクリートの見えない川づくり」を目指しており、すべての河川で多自然型川づくりを実施することとしている。
このように、環境へ配慮した河川工事は時代の趨勢であり、必然の流れとなっている。本県においては、環境に配慮した河川工事は一部ではあるが既に10年以上の実績があり、さらに、災害復旧事業においても昨年度以降環境に配慮した工法で実施してきていることから、今回環境に配慮しｔ河川工事の方針を定めることとしたものである。
＊河川環境とは
①河川の流水の水量・水質や河川に生息繁茂する動植物からなる自然の生態系など、河川の持つ自然環境
②河川の流水の水質、河川にかかわる水と緑の景観、河川空間のアメニティ、人と川との触れ合いなど、河川と人とのかかわりにおける生活環境

2　環境に配慮した工法
従来、環境に配慮した工法はコンクリートブロック積み比べ費用がかかるというデメリットがあり、建設工事におけるコスト縮減対策と相反する結果となっていた。特に河川改修関係の予算は年々減少しており、河川の整備率が低いことと相まって環境に配慮した工法を採用しにくいとされていた。
しかしながら、昨年の災害復旧事業では、自然石やカゴ系による護岸は環境に配慮する工法の中では材料が比較的容易に入手でき、費用的にもコンクリートブロック積みと大差がない工法ということから積極的に採用された。
さらに平成11年からは、環境に配慮した新しい工法が提案され、低廉な環境保全型ブロックが開発されている。
　環境に配慮した工法は可能な限り低コストであることが条件である。このため河川工事に伴う玉石等の発生材の有効活用を図るとともに工事現場の近傍で入手できる木や石などの自然の素材を活用することが必要である。

3　護岸工法の選定
　迅速さが要求される災害復旧事業においても環境に配慮した護岸工法を実施しており、河川改修事業（補助、単独）においても同じ河川管理者が行う河川工事であることから、環境に配慮した工法を積極的に推進する必要がある。
ついては、河川工事を実施するにあたっては下記に留意して事業を進めることとする。

記

（１）補助の河川改修事業
　多自然型護岸工法は積極的に採用するものとし、コンクリートブロック積みで施工中の箇所は、石積工法を含めた環境に配慮した工法を設計流速に応じて採用するように順次切り替えるものとする。

（２）単独の河川改修事業
　環境に配慮した工法とする。特に間伐材や自然石などの県内の地場産品を活用することとするが、自然石の場合は他の河川工事による発生材を流用したり、自工事で残土処分する場合の発生材を利用することは可能であるが、河床の低下を招いたりする恐れがある場合には現河川から石積護岸の材料を確保することは行わない。

（３）補助の災害復旧事業
　「美しい山河を守る災害復旧基本方針」により石積工法を含めて選定する。

（４）単独の災害復旧事業
　「美しい山河を守る災害復旧基本方針」により工法を選定するが、特に間伐材や自然石などの県内の地場産品を活用することとする。自然石の場合は他の河川工事による発生材を流用したり、自工事で残土処分する場合の発生材を利用することは可能であるが、河床の低下を招いたりする恐れがある場合には現河川から石積護岸の材料を確保することは行わない。

（５）その他の河川工事（許可工作物等）
　環境に配慮した工法を原則とする。